

別表(第3条、第8条関係)

1 対象事業			2	3	4	5	6	7	8				
対策	細事業	内容	事業実施主体	補助対象経費	間接補助率	間接交付主体	補助率	限度額	重要な変更				
人づくり	ネットワーク推進事業	「県下一産地」を目指した生産・販売戦略の連携強化を支援	生産組織、JA、全農等	3JA等の枠を超えた産地力の底上げに向けた協議会等の設立と活動に必要な経費等	/	/	1/2		補助金の増額				
		横断・複層的な新しいネットワークづくりの支援		担い手農業者のネットワーク等の設立と活動に必要な経費等									
		県下全域で行う栽培技術の高位平準化等の取組を支援		担い手農業者等によるプロジェクト活動等に必要な経費等									
物づくり	生産向上対策事業(一般)	現地の高単収・先進技術の実証・普及の取組を支援	生産組織、JA等	営農指導員等が行う栽培技術の高位平準化、周年出荷体制強化等を目指して行う現地の高単収・先進技術の実証・普及に必要な経費等	2/3又は第6欄の率(※1)	市町村	1/2	※高単収・先進技術の実証等における補助対象経費の限度額は400千円/件とする。					
	生産向上対策事業(広域)									/	/	1/2(※2)	
	重要病害緊急対策事業	難防除病害「ネギ黒腐菌核病」の菌密度低減の取組を支援	農業者、法人、生産組織、JA等	ネギ黒腐菌核病が確認機関(JA、園芸試験場、研究・普及推進室、農業改良普及所)によって確認されたほ場等において、菌密度の低減と発生の抑制をする対象農家が行う菌密度低減対策等に必要な経費等(土壌消毒、微生物資材、生育期防除等)。	2/3	市町村	1/3	※土壌消毒における間接補助対象経費の限度額は86千円/10aとする。 ※微生物資材、生育期防除等の現地実証における間接補助対象経費の限度額は100千円/10aとする。 ※発生ほ場につき、土壌消毒、微生物資材、生育期防除の現地実証はそれぞれ累計で2回までを対象とする。					
環境づくり	規模拡大支援事業(産バ)	(1)規模拡大等に必要な機械整備等の取組を支援 (2)共同出荷場・共選場等の整備等の取組を支援 (3)農作業受委託の取組を支援 (国)産地生産基盤パワーアップ事業対象(※6)	農業者、法人、生産組織、JA等	(1)企業型経営体・新規栽培者等(退職就農者、品目転換する栽培者等)が規模拡大等に必要な機械のリース導入又は導入整備に必要な経費等 (2)共同出荷場・共選場等の機械のリース導入又は整備に必要な経費等 (3)農作業受委託の体制づくりに必要な整備の経費等(※7) ※農業機械導入計画書等に準ずること	1/2	市町村	2/3又は10/10(※3)	※農業者の間接補助対象経費の限度額:9,000千円/年 ※法人、生産組織の間接補助対象経費の限度額:21,000千円/年					
	規模拡大支援事業(一般)	上記取組で、(国)産地生産基盤パワーアップ事業対象外の取組に限る		・上記に準じる						1/2又は第6欄の率(※4)	市町村	1/3	※上記に準じる ※パイプハウス導入における間接補助対象経費の限度額は以下とする。 (1)ハウス面積240㎡未満 耐雪型:7,700円/㎡、通常型:6,600円/㎡ (2)ハウス面積240㎡以上～300㎡未満 耐雪型:7,300円/㎡、通常型:6,100円/㎡ (3)ハウス面積300㎡以上 耐雪型:6,800円/㎡、通常型:5,800円/㎡
	規模拡大支援事業(広域)			/						/	1/3(※5)		

(※1) 生産向上対策事業で市町村をまたがって活動する取組に限り適用する。

(※2) 生産向上対策事業で各JA間をまたがる広域活動する取組等に限り適用する。

(※3) 規模拡大支援事業で産地生産基盤パワーアップ事業を活用し、市町村をまたがって活動する取組に限り適用する。

(※4) 産地規模拡大支援事業で市町村をまたがって活動する取組(産地生産基盤パワーアップ事業対象外の取組)に限り適用する。

(※5) 産地規模拡大支援事業で各JA間をまたがる広域活動する取組等(産地生産基盤パワーアップ事業対象外の取組)に限り適用する。

(※6) 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱(令和2年2月28日付元生産第1695号農林水産事務次官依命通知)別表の採択要件を満たす取組に適用する。

(※7) 産地生産基盤パワーアップ事業実施要領(令和2年2月28日付元生産第1697号元政統第1781号農林水産省生産局長政策統括官通知)別紙3収益性向上対策の事業内容等 I 基金事業1生産支援事業(4)に記載されている助成対象経費であること。